

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 1 6 日

南丹市長 西 村 良 平

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

園部西本梅地区（殿谷・埴生・南八田・天引・法京・大河内・南大谷・若森）

園部中央地区（小山東町・小山西町・美園町・小桜町・栄町・新町・城南町・上木崎町・  
内林町・河原町・木崎町・瓜生野・新堂・千妻・曾我谷）

園部摩気地区（仁江・船阪・宍人・半田・口人）

日吉西部地区（殿田・胡麻・上胡麻・畑郷・保野田・志和賀・八栄）

日吉東部地区（木住・生畑・中世木・佐々江・四ッ谷・田原）

八木南部地区（青戸・観音寺・屋賀・北屋賀・刑部・北広瀬・南広瀬・鳥羽・八木嶋・  
大藪・本町・栄町・本郷・八木・垣内・柴山・池上）

八木北部地区（氷所・美里・室河原・木原・池ノ内・玉ノ井・山室・野条・神吉）

美山西部地区（萱野・大野・三埜・肱谷・小渕・向山・檜原・音海）

美山中部地区（原・板橋・宮脇・下吉田・島・長谷・上司・和泉・静原・高野・鶴ヶ岡・  
豊郷・盛郷・福居）

美山東部地区（南・中・河内谷・下・知見・江和・田歌・芦生・白石・佐々里・又林・  
下平屋・野添・長尾・深見・荒倉・内久保）

### 2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 4 年 3 月 1 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	59 経営体
個人	97 経営体
その他の中心となる経営体	0 組織

○農地の集積面積（概ね5年後の計画）

区域内の農地面積	: 2,006.1ha
担い手への集積面積	: 905.5ha
集積率	: 45.1%

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の流動化を図るため、農地中間管理機構とも連携し、農地の集積を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

すぐそこに来ている人的不足による耕作放棄を防ぎ、農業法人を中心に農地を集積し地域の農地を守る。また、担い手となる農業者、新規就農者を養成する。